

## 1. 改定の目的

「玄海地域の緊急時対応」は、平成28年11月に開催された玄海地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年12月に原子力防災会議にて了承された。また、平成29年9月の国の原子力総合防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成31年1月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「玄海地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

## 2. 改定のポイント

## 〈改善〉感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

## 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## 屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

## 〈感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合〉

	PAZ	避難元	避難等の実施	避難先		
施設敷地 緊急事態 要避難者	感染者(重症者)	自宅等で 避難準備	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。 放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。 バス避難者等の 一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。	それ以外の者とは、別々の車両で避難。 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。 避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	感染症指定医療機関等で治療 それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。 避難所等 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 避難先施設では、密集を避ける。	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
	感染者(軽症者等)					
	それ以外の者*					
	感染者(重症者)					
一般住民	感染者(軽症者等)	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。	[SE] 避難等開始	➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。	
	それ以外の者*					
UPZ内の住民	感染者(重症者)	屋内退避 ➢ 自宅等で、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。 ➢ 指定避難所等で屋内退避を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。	一時移転等開始	避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 避難者等 一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 避難者等 一時集合場所 ➢ 密集を避け、極力分散して検査。 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	感染症指定医療機関等で治療 ➢ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。 ➢ 避難先施設では、密集を避ける。	一定の距離確保等の感染予防策を徹底
	感染者(軽症者等)					
	それ以外の者*					

※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。